

議案第三十四号

住基ネット受信義務確認等の請求に関する訴訟の提起について
右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

住基ネット受信義務確認等の請求に関する訴訟の提起について
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟当事者

原告 杉 並 区

被告 国

被告 東 京 都

二 事件及び訴えの要旨

杉並区（以下「区」という。）は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「住基法」という。）に定める住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）への参加義務に従い、平成十五年四月に被告国が認め、横浜市で実施されている方式、「全員参加を前提にした段階的参加方式」である、いわゆる横浜方式により、「非通知申出者」を除く区民の本人確認情報を東京都へ送信しようとしている。

ところが、被告東京都によつて横浜方式による受信を拒否されているため、住基ネットによるサービスの利用を望む区民の権利が侵害され、区として、住基法を適正に執行することができない。

また、被告国は、区からの横浜方式による住基ネットへの送信を了承せず、加えて、被告東京都の受信拒否を是正するための指導を行わないことにより、住民基本台帳の制度を所管する立場にありながら、区と横浜市とを合理的な理由なく差別し、区の住基ネット関係の予算執行分を無にさせ、区に損害を生ぜしめている。

被告東京都についても、受信を拒否していることにより、住基法に反して区の住基ネット関係の予算執行分を無にさせ、区に損害を生ぜしめている。

そこで区は、被告東京都に対して、住基ネット受信義務の確認及び損害賠償金の支払を、また、被告国に対して、損害賠償金の支払を、それぞれ求める訴訟を提起する。

三 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要に応じて上訴又は和解をすることができるとする。

(提案理由)

訴えの提起をする必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、この議案を提出する。